

第 98 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠 種類	請求年度	相手方	放棄する権利		理由
			内訳	金額等	
海砂利 採取不 当利得 返還金	平成 24 年度	三松海事 有限会社	返還金	16, 871, 845 円	請求先の法人 が事業を休止し 差押える財産が なく、今後回収 の見込みがない ため。
			その他	返還金に係る遅延損害 金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。